

高齢者のための福祉サービス

高齢者いきがい課 ☎224-5809

すべてのサービスは、市内に住所がある方が対象です。経費が無料の場合は、記載を省略しています。

敬老マッサージサービス事業

利用券は4月末に郵送予定。申請は不要です。

対象…70歳以上(年度内に70歳に達する方を含む)

市内循環バス(川越シャトル)特別乗車証の交付

対象…70歳以上

経費…1乗車100円(80歳以上無料)

老人福祉センターの利用

心身障害者・母子世帯の方も可。

●東後楽会館 ☎224-3366

●西後楽会館 ☎232-6177

対象…60歳以上

老人憩いの家の利用

●小ヶ谷老人憩いの家

☎245-8494

●高階北老人憩いの家

☎248-6565

●川越駅東口老人憩いの家

☎228-7717

対象…60歳以上

要介護高齢者手当の支給

入院している場合は、お尋ねください。申請月から支給します。

対象…在宅で要介護3~5の65歳以上

支給額…月額8,000円

紙おむつの給付

月額5,000円の範囲内で紙おむつを給付します。申請の翌月から支給します。

対象…在宅の要介護1~5で、失禁の状態にあり、排泄の介助が必要な65歳以上

配食サービス(食の自立支援)

1日1食(昼または夕)、週4食まで。申請後に訪問調査があります。

対象…在宅で、次の要件をすべて満たす65歳以上

①世帯全員が65歳以上

②老衰・心身の障害・傷病により、自分で調理・買い物することが困難

経費…1食当たり300円

訪問理美容サービス

対象…在宅の要支援または要介護で、理・美容院へ行くことが困難な65歳以上

経費…1回当たり2,000円(調髪またはカットのみの場合)

利用回数…年度内4回(申請月により回数が異なります)

家族介護慰労金の支給

対象…要介護4・5の方を、主として在宅で介護している、次の要件をすべて満たす家族

①要介護高齢者および家族のいずれも市民税が非課税

②有効期間内に継続して1年間、介護保険サービス(年通算7日以内の短期入所サービス利用を除く)を利用していない

支給額…年10万円

*要介護高齢者手当と重複可。

日常生活用具の給付・貸与

●給付(自動消火器・火災警報器・電磁調理器)

対象…自動消火器・火災警報器=在宅の要介護1~5または、1人暮らしの65歳以上▶電磁調理器=在宅で1人暮らしの65歳以上

経費…生計中心者の所得状況により自己負担有り

●貸与(電話)

対象…1人暮らしで、平成22年分の市民税所得割が非課税、かつ電話の権利を有しない65歳以上

*基本使用料は、市が負担します。

消防局への緊急通報システムの貸与

対象…1人暮らし(8時間以上1人になる方を含む)で、慢性疾患により常時注意を要し、使用できる電話がある、おおむね65歳以上

経費…設置工事は無料(8時間以

上1人になる方の世帯で、生計中心者の平成22年分の所得税が課税の場合は、一部自己負担)

*電話回線の基本料金・通話料金は自己負担です。

*申請の翌月末に設置します。

生きがい活動支援通所

居住地により、利用施設を決定します(送迎・給食有り、入浴無し)。

対象…介護保険の対象ではない、家に閉じこもりがちな65歳以上

経費…1日600円

利用回数…週1回

利用施設…総合福祉センター・オアシス ☎228-0200▶霞ヶ関東デイサービスセンター☎233-4460▶西後楽会館デイサービスセンター☎231-9559

生活管理指導員等派遣

対象…介護保険の対象ではない、日常生活を営むことが困難な65歳以上

経費…所得税額により異なる

利用回数…週1回1時間以内

生活管理指導短期宿泊

対象…介護保険の対象ではない、家族が冠婚葬祭などで不在の場合に1人で生活することが不安な65歳以上

経費…1日1,730円

利用回数…年度内7日

利用施設…養護老人ホーム・やまぶき荘 ☎231-1551

寝具乾燥(年度内10回まで)

対象…在宅の要介護高齢者手当を受給している65歳以上のうち、平成22年分の市民税所得割が非課税世帯

徘徊高齢者等家族支援サービス

「徘徊探知システム」の利用経費の一部を助成します。

対象…65歳以上の徘徊高齢者を自宅で介護している家族

種類…GPS方式

助成額…申込料=全額▶機器の月額使用料=2分の1(限度額2,000円)

その他のサービス

●寝具丸洗い事業

●障害者控除対象者認定

●貸しおむつ(紙おむつの給付事業との併用不可)